

○国立大学法人東京科学大学授業料未納者に係る督促内規

令和6年10月1日
会計事務総括責任者制定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東京科学大学会計事務規程（令和6年規程第81号）第26条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京科学大学（以下「本学」という。）における授業料の督促について必要な事項を定めるものとする。

(督促手続)

第2条 本学の学生及び生徒で、学士課程及び大学院の課程（以下「大学の課程」という。）の授業料を東京科学大学学則（令和6年学則第1号）及び東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号）に定める納付期限内に納付しない者には、別表1の経過区分に従い、附属科学技術高等学校（以下「高校」という。）の授業料を東京科学大学附属科学技術高等学校学則（令和6年学則第4号）に定める納付期限内に納付しない者には、別表2の経過区分に従い、別紙様式第1号により督促するものとする。

(徴収猶予者の取扱い)

第3条 授業料の徴収猶予の許可を受けた者については、徴収猶予期限を超えたときに、直ちに前条の規定に準じて督促するものとする。

(除籍処分該当者の通知)

第4条 督促を行ったにもかかわらず、なお授業料を納付しない者については、会計責任者は、別紙様式第2号により、授業料未納による除籍処分該当者である旨を、次に掲げる期日までに、教育推進部教務課長、教育推進部教務課湯島教務室長、教育推進部国際教育課長又は学院等事務部附属高校業務推進課長に通知するものとする。

- 一 大学の課程の前期分 当該年度の8月末日
- 二 高校の第1期分 当該年度の11月末日
- 三 大学の課程の後期分並びに高校の第2期、第3期及び第4期分 当該年度の2月末日

附 則

- 1 この内規は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる申合せ等は、廃止する。
 - 一 国立大学法人東京工業大学授業料及び寄宿料の督促手続に関する申合せ（平成16年4月1日学長裁定）
 - 二 東京医科歯科大学授業料未納者に係る督促要領（平成18年10月1日制定）

別表 1 (第 2 条関係)

督促の手続 経過区分	督促時期	督促方法	様式	備考
第 1 回	前期 6 月 15 日 後期 12 月 15 日	本人宛督促状 による督促	別紙第 1 号 様式	<p>※会計責任者は、督促該当者リストを教育推進部教務課、教務課湯島教務室又は国際教育課に事前共有の上、督促状を送付。</p> <p>※教育推進部教務課長、教務課湯島教務室長又は国際教育課長は、経過区分が第3回となった場合、当該学生の指導教員等に対して督促時期に連絡するものとする。</p>
第 2 回	前期 7 月 15 日 後期 1 月 15 日			
第 3 回	前期 8 月 15 日 後期 2 月 15 日			

別表 2 (第 2 条関係)

督促の手続 経過区分	督促時期	督促方法	様式	備考
第 1 回	第 1 期 9 月 15 日 第 2 期～第 4 期 12 月 15 日	保護者等宛 督促状による 督促	別紙第 1 号 様式	※会計責任者 は、督促該当者 リストを学院等 事務部附属高校 業務推進課に事 前共有の上、督 促状を送付。 ※学院等事務部 附属高校業務推 進課長は、経過 区分第 1～3 回 となった場合、 該当生徒の保護 者等へ連絡する ものとする。
第 2 回	第 1 期 10 月 15 日 第 2 期～第 4 期 1 月 15 日			
第 3 回	第 1 期 11 月 15 日 第 2 期～第 4 期 2 月 15 日			

別紙様式第 1 号

年 月 日

様

〒152-8550
東京都目黒区大岡山 2-12-1
国立大学法人東京科学大学
理事長

担当：

督 促 状

あなたは、本状に記載の授業料を未だ納付していませんので、至急納付してください。

授業料を納付されない場合は、学則により除籍となる可能性があります。

なお、本状到着時において既に授業料を納付している場合は、ご容赦ください。

所 属：

学籍番号：

学生氏名：

対象学期：

金 額： 円

納付方法：

納付期限：

以下英語版併記

別紙様式第2号

年 月 日

担当課長 殿

会計責任者

授業料未納による除籍処分該当者の通知について

年度 期分授業料について、下記の者は国立大学法人東京科学大学授業料未納者に係る督促内規の規定に基づき督促しましたが、未だに納付がないので通知します。

記

月 日現在

所属	学年	学籍番号	氏名	授業料未納額	督促経過			備考
					第1回	第2回	第3回	
					年月日	年月日	年月日	